平成31年度 袖ケ浦市一般廃棄物処理実施計画 〔ごみ処理実施計画〕 〔生活排水処理実施計画〕

平成31年3月

袖ケ浦市

目 次

第1	総則1 -
1	本計画の位置付け1-
2	計画区域1-
3	計画期間1-
4	計画の対象とする廃棄物2-
第2	ごみ処理実施計画3 -
1	ごみの排出量及び処理量の見込み3 -
2	排出抑制・分別排出計画 5 -
	(1) 家庭系ごみの排出抑制・分別排出 5 -
	(2) 事業系ごみの排出抑制・分別排出8 -
	(3) 環境教育、啓発活動9-
3	収集・運搬計画 10 -
	(1) 収集運搬する一般廃棄物の区分等 10 -
	(2) 家庭ごみの収集運搬計画 11 -
	(3) 資源物の収集運搬計画 16 -
	(4) 排出禁止物 18 -
	(5) 事業系ごみの収集運搬計画 19 -
	(6)動物の死体の収集運搬計画21-
	(7) 市が認めた産業廃棄物の収集運搬計画21 -
	(8) 一般廃棄物収集運搬業許可 (ごみ) 22 -
4	中間処理計画23 -
	(1)中間処理の概要23 -
	(2) 中間処理の方法24 -
	(3) 中間処理施設の概要 27 -
	(4) 一般廃棄物処分業許可28 -
5	最終処分計画29 -
	(1) 最終処分の概要 29 -
	(2) 市が委託する最終処分 29 -
	(3) 最終処分場の概要 30 -
第3	生活排水処理実施計画31 -
1	抑制・処理促進計画 31 -

平成 31 年度袖ケ浦市一般廃棄物処理実施計画

	(1) 環境教育、啓発活動31 -
	(2) 合併処理浄化槽への転換促進 31 -
2	収集運搬計画31 -
	(1) 収集運搬する一般廃棄物の区分等 31 -
	(2) 収集運搬の方法 31 -
	(3) 一般廃棄物収集運搬業許可(し尿・浄化槽汚泥) 32 -
3	中間処理計画32 -
	(1) 中間処理の方法 32 -
	(2) 施設の概要 33 -
4	最終処分計画33 -
	(1) 最終処分の概要 33 -
	(2) 市が委託する最終処分 33 -
	(3) 市が行う最終処分 33 -
	(4) 最終処分場の概要33 -

第1 総則

1 本計画の位置付け

本計画は、袖ケ浦市一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画・生活排水処理 基本計画)に基づき、本市の区域内で発生する一般廃棄物を管理し、適正な処理を 確保するとともに、廃棄物を減量、資源化するために必要な、一般廃棄物の排出の 状況、処理主体、収集計画、中間処理計画及び最終処分計画等に関して必要な事項 を定めるものです。

2 計画区域

袖ケ浦市全域

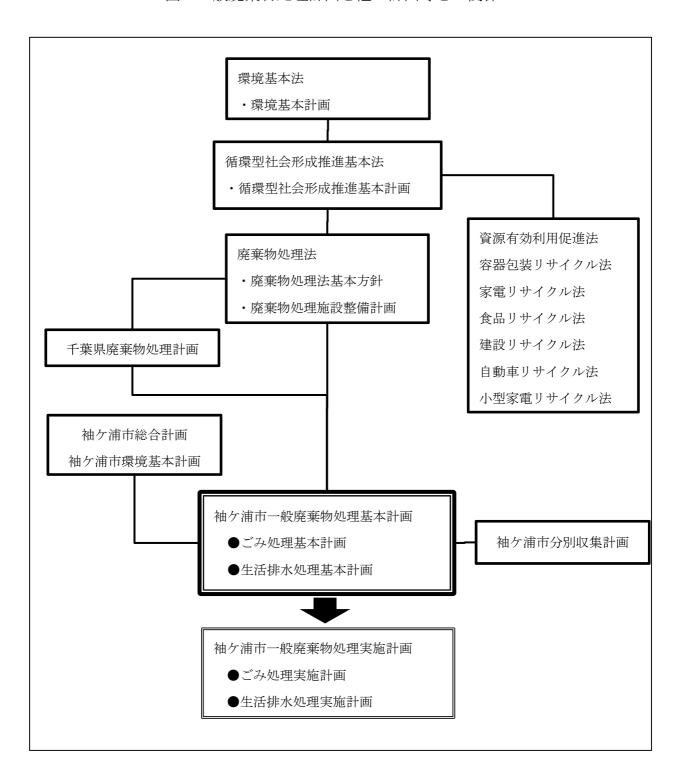
3 計画期間

平成31年4月1日から2020年(平成32年)3月31日まで

4 計画の対象とする廃棄物

本計画の対象とする廃棄物は、本市で発生する一般廃棄物(ごみ・生活排水)とします。なお、生活排水には、し尿及び浄化槽汚泥を含むものとします。

図:一般廃棄物処理計画と他の計画等との関係



第2 ごみ処理実施計画

1 ごみの排出量及び処理量の見込み

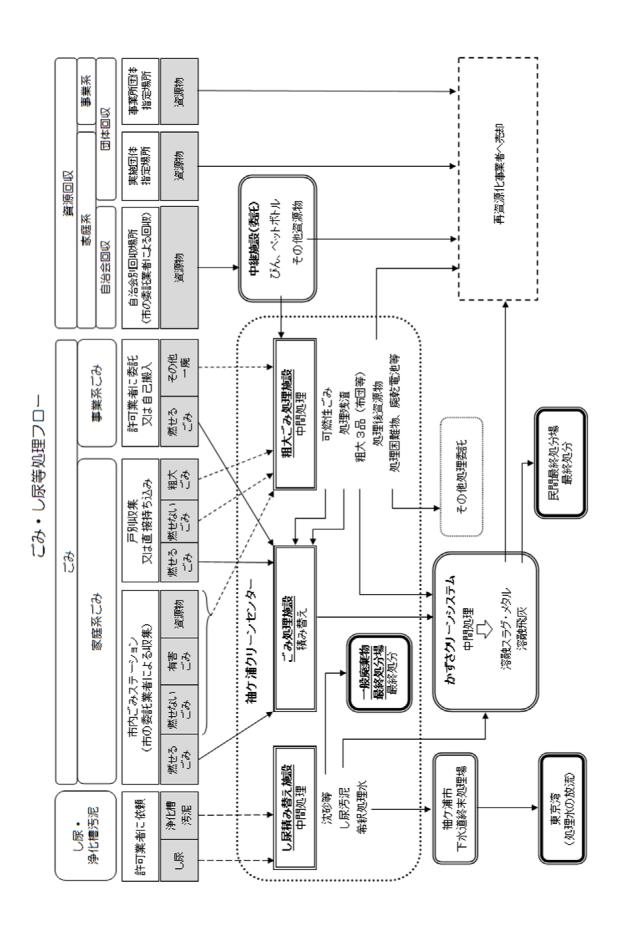
平成31年度ごみの排出量及び処理量の見込み

TWO TO THE TOTAL T					
行政区域内人口	口(外国人を含む)		64, 436	人	
ごみ排出量	家庭系	① 燃せるごみ		12, 130	トン
	ごみ	② 燃せないごみ・有害ごみ・資源物		1,470	トン
		③ 粗大ごみ		640	トン
		4 1	+ (1)+(2)+(3)	14, 240	トン
	事業系	⑤ %	然せるごみ	5, 130	トン
	ごみ	6 3	その他一般廃棄物	158	トン
		7 1	+ 5+6	5, 288	トン
	合計	⑧ %	然せるごみ ①+⑤	17, 260	トン
		9 4	その他一般廃棄物 ②+③+⑥	2, 268	トン
		10 3	ごみ排出量 ④+⑦	19, 528	トン
		(平	成30年度計画)	(19, 620	トン)
	一人1日あ	たり	のごみ排出量(※1)	838	グラム/人・日
資源回収量	① 資源回	仅自治	:会事業	1,500	トン
	① 団体回	仅(家	(庭系)	300	トン
	③ 団体回収(事業系)		500	トン	
	計 ⑪	計 (11)+(12)+(13)		2, 300	トン
	(平成 30 %	(平成30年度計画)		(2, 290)	トン)
ごみ総排出量	⑩ 家庭系ごみ総排出量 ④+⑪+⑫		15, 927	トン	
	⑤ 事業系ごみ総排出量 ⑦+⑬		5, 788	トン	
	ごみ総排出量 ⑭+⑮		21, 828	トン	
	(平成 30 年度計画)		(21, 910	トン)	
	一人1日あたりのごみ総排出量(※2)		926	グラム/人・日	
	(平成30年度計画)		(954	グラム/人・日)	
ごみ処理量	袖ケ浦ク	у —	資源化量	1, 438	トン
	ンセンター	-	処理困難物等処理委託量	10	トン
	KCS (%	CCS(※3) 中間処理委託量		18, 420	トン
ごみ資源化量	資源回収	自治	会回収+団体回収	2, 300	トン
	資源化	袖ケ	浦クリーンセンター排出	1, 438	トン
		KCS排出 (溶融スラグ・メタル)		2, 270	トン
	計	計		6,008	トン
	リサイクル	リサイクル率		27. 5	%
最終処分量	KCS溶融飛灰最終処分量		645	トン	
その他	小動物(犬・ねこ等)の死体		400	体	

^{※1} 一人1日あたりのごみ排出量(グラム)=ごみ排出量(トン)×1,000,000(グラム)÷行政区域内人口(人)÷366日

^{※2} 一人 1 日あたりのごみ総排出量(グラム)=ごみ総排出量(トン)×1,000,000(グラム)÷行政区域内人口(人)÷366 日

^{※3} KCS…かずさクリーンシステム



2 排出抑制・分別排出計画

(1) 家庭系ごみの排出抑制・分別排出

)家庭系ごみの排出抑制・	· 万利排山
事業名	事業概要
ごみ指定袋制度	家庭ごみ処理を有料化することにより、費用負担の軽減からごみを
(平成13年7月開始)	減量しようとする動機付けを行い、家庭ごみ排出量の抑制と資源化
	の推進を図ります。
	平成31年度ごみ指定袋製造予定枚数
	燃せるごみ専用 : 3,975,000枚
	燃せないごみ専用: 270,000枚
	平成31年度ごみ指定袋販売予定枚数
	燃せるごみ専用 : 3,710,000枚
	燃せないごみ専用: 265,000枚
	【基本計画の課題と取り組み】…「基本計画」から抜粋
	・取り組みNo.4 : 家庭系ごみ処理手数料の見直し【新規】
	平成 13 年 7 月にごみ指定袋制度を導入してから、ごみ排出量は減
	少していたものの、一人1日当たりごみ総排出量は全国平均を上回
	っていることから、一層のごみ排出抑制と分別収集の推進及び再生
	利用を図る必要があり、ひとつの手段として、経済的な動機を活用
	した排出抑制効果が期待できるごみ処理手数料の見直しについて、
	平成25年度に開始された粗大ごみ有料化制度による排出抑制効果を
	見極めて検討するものとします。
	【平成31年度取り組み内容】
	平成30年度の調査を踏まえながら、ごみ指定袋の料金見直しにつ
	いては、見直しの必要性、優先順位及び見直しの方向性の検討を進
	めます。
粗大ごみ有料化制度	平成31年度粗大ごみ処理券印刷予定枚数:10,000枚
(平成25年10月開始)	平成 31 年度粗大ごみ処理券販売予定枚数: 4,300 枚
生ごみ肥料化容器等購入設	各家庭で生ごみを肥料として再利用し、生ごみの減量化を図る生
置助成金制度	ごみ肥料化容器の普及を促進するため、助成金交付制度を実施しま
(平成3年4月開始)	す。
	平成 31 年度補助予定件数:容器 10 基、機械式 10 基
ごみ減量化・資源化協力店	簡易包装の推進や買い物袋持参運動などごみの減量化・資源化に
制度(平成7年10月開始)	積極的に取り組んでいる販売店を「ごみ減量化・資源化協力店」とし
	て認定します。
	平成 31 年度末協力店件数:10 店舗
剪定枝粉砕機貸出事業	家庭から排出される剪定枝(切枝)等の減量化・資源化を図ろうと
(平成19年6月開始)	する市民に、剪定枝粉砕機を無料で貸し出します。
	平成 30 年度末保有台数:9台(平成 31 年度 1 台購入)

資源回収団体事業	家庭から発生するごみを資源として再利用する事業で、資源の回
(昭和61年度開始)	収を行っているPTA・子供会等の団体に対し、資源回収活動の活
	性化を図るため、その回収量に応じて助成金を交付します。
	平成 31 年 1 月末登録団体数: 15 団体
	平成 31 年度年間回収予定量:800 トン
	住民の自主的なごみ資源化活動を活性化するため、その回収量に
(平成5年10月開始)	応じて助成金を交付します。資源回収事業に参加する自治会には、
	資源の分別指導、回収場所の管理等を行う廃棄物減量等推進員を1
	名委嘱し、資源回収の実効性を高めます。
	(回収品目)
	ガラスびん(無色、茶色、その他の色)、空き缶類(スチール缶、
	アルミ缶)、ペットボトル、古布類、古紙(新聞、雑誌、段ボール、
	紙パック、雑がみ)、廃食用油、ペットボトルキャップ
	平成 31 年度年間回収予定量:1,500 トン
	【基本計画の課題】…「基本計画」から抜粋
	・取り組みNo.12:資源物収集方法のあり方検討【新規】
	本市では、従前より資源物のごみステーション収集と、資源回収
	自治会事業による資源物回収を展開してきましたが、資源回収を実
	古石会争来による真臓物回収を展開してさましたが、真臓回収を失 施する自治会が増加したことにより、両者の取り組みが近接してい
	ることから、費用対効果を勘案し、将来の資源物収集のあり方につ
	いて、統一化を含めて検討します。
	【平成31年度取り組み内容】
	自治会資源回収は地域ぐるみで実施することにより、市民のごみ
	の減量化及び資源化に対する意識の向上に繋がるとともに、地域コ
	ミュニティの活性化及び協働の推進にも寄与していることから、今
	後も継続を基本とし、活動団体の増加に努めます。
	・取り組みNo.15:容器包装プラスチックリサイクルの検討
	「容器包装リサイクル法」に基づく容器包装のうち、現在未収集
	となっているプラスチック製容器包装の分別収集については、国の
	動向を注視しながら、引き続き検討します。
	【平成31年度取り組み内容】
	国の動向(プラスチック資源循環戦略の策定状況等)を見極めな がら、検討を進めます。
使用済小型家電リサイクル	から、快前を進めます。 家庭ごみの中から対象となる使用済小型家電を選別し、適正なり
(平成26年10月開始)	サイクルを実施する認定事業者へ引き渡すことで、資源の循環的利
(十分, 20 十 10 万)	サイクルを美胞する配定事業有、切る優すことで、真像の個界的例 用を図ります。
	平成 31 年度年間回収予定量:39 トン
	十八八 31 十15十1月12月八 17 上里 1 33 トン

ごみガイドブックの作成	平成 25 年度に、「ごみと資源物の正しい分け方・出し方ガイドブ
(平成 25 年 10 月開始)	ック」を作成し、ごみ減量化・資源化の啓発と適正処理の周知を図り
(平成 28 年 10 月改定)	ました。次いで平成28年度には、平成26年度より開始した使用済
	小型家電の分別収集方法を追加し、「ごみと資源物ガイドブック」に
	名称等を改定し、全世帯配布を行い、改めてごみ資源化・減量化の啓
	発と適正処理の周知を図りました。
	今後も必要に応じ改正を行い、ごみ資源化・減量化の啓発と適正
	処理の周知啓発を図ります。
障がい者へのごみ出し	音読ボランティアによるごみの出し方分け方のCD配布、聴覚障
ルール周知	害者へのFAXによる粗大ごみ受付を継続して実施します。
外国人へのごみ出しルール	外国語版「ごみの分け方出し方リーフレット」(英語・韓国語・中
周知	国語)により、在住外国人にもごみ減量化・資源化の啓発と適正処理
(平成27年11月開始)	の周知を図ります。
ごみカレンダーの配布	広告主の協賛により寄贈されている「ごみカレンダー」について、
	自治会・賃貸住宅管理会社の協力を得て配布し、ごみ収集日の周知
	を図ります。

(2) 事業系ごみの排出抑制・分別排出

事業名	事業概要
一般廃棄物排出事業者への	事業活動に伴って発生するごみは、事業所内での排出抑制に努
減量化・資源化指導徹底	め、ごみとして排出する場合においても、資源物は分別を徹底し、
	民間の資源回収業者へ分別排出するよう「事業系ごみ適正処理ガイ
	ド」の周知徹底を図るとともに、不適正排出の事業者に対する指導
	を徹底します。
事業用大規模建築物を	市内に事業用大規模建築物を所有又は占有する事業者に、市条例
所有する事業者への指導	に基づき、減量化・資源化計画書等の提出を義務づけ、ごみの減量
	化・資源化及び適正な処理に取り組むよう指導を行います。(※)
事業所によるリサイクル	事業所等から排出される一般廃棄物について、資源化及び再利用
活動の支援	によりリサイクル社会の実現を目指します。(袖ケ浦ワークス・リサ
(平成3年10月開始)	イクル会)

※ 事業用大規模建築物の定義

- (1) 小売業、飲食業及び旅館業用建築物で、同一敷地内の延床面積(住居用除く)の合計が1,000平方メートル以上
- (2) 上記以外の事業用建築物で、同一敷地内の延床面積(住居用除く)の合計が3,000平方メートル以上

(3) 環境教育、啓発活動

ア 家庭ごみに関する啓発

「ごみと資源物ガイドブック」について、転入手続きの際に市役所及び行政 センターで配布するとともに、市ホームページにもガイドブックを掲載し、ご みの排出方法について周知を図ります。

また、「広報そでがうら」においても、ごみ排出のルール徹底や、ごみ減量化・ 資源化等の情報提供を定期的に行います。

イ 市民向け普及啓発講座の実施

ごみの減量やリサイクル意識を生活習慣として定着させるため、市民向け普及啓発講座を実施し、ごみの減量化や資源化に向けた意識の向上を図ります。

また、市職員出前講座(教育委員会所管事業)においても、引き続き、ごみ減量化・資源化のメニューを組み込み、環境教育に積極的に取り組みます。

ウ 事業系ごみに関する啓発

事業所に対しては、産業廃棄物と事業系一般廃棄物の違いや、事業所内での 減量化・資源化対策を講じるよう「事業系ごみ処理適正ガイド」を配布します。

エ 袖ケ浦クリーンセンター施設見学

環境意識の向上を図るため、市内小学校を中心に袖ケ浦クリーンセンターの 施設見学を行います。

3 収集・運搬計画

(1) 収集運搬する一般廃棄物の区分等

ア 家庭系一般廃棄物

区分		収集場所	収集頻度	収集運搬主体
燃せるごみ		集積場所	週3回	市 (委託)
燃せないこ	<i>``</i>	集積場所	週1回	市 (委託)
有害ごみ		集積場所	月1回	市 (委託)
		戸別収集	必要の都度	市 (委託)
粗大ごみ		袖ケ浦クリーンセンタ	必要の都度	排出者(自己搬入)
		<u> </u>		
	ガラスびん	集積場所	週1回	市 (委託)
	空き缶類	集積場所	週1回	市 (委託)
資源物	ペットボトル	集積場所	週1回	市 (委託)
	古布類	集積場所	週1回	市 (委託)
古紙		集積場所	週1回	市 (委託)

- ※ すべての収集において、祝日及び年始(戸別収集は年末を含む)は収集しません。
- ※ 燃せないごみ、ガラスびん、空き缶類は、同一の収集日に同一車両で収集します。
- ※ 有害ごみは、毎月第4週において収集します。ただし、収集日が祝日の場合は、翌週の同一曜日に振り替えて収集します。
- ※ ペットボトル、古布類、古紙は、同一の収集日に同一車両で収集します。

イ 事業系一般廃棄物

区分	収集頻度	収集運搬主体
事業系一般廃棄物	必要の都度	排出事業者(自己搬入)又は許可者
資源物	必要の都度	排出事業者(自己搬入)又は許可者

ウ 動物の死体

区分	収集頻度	収集運搬主体
犬・ねこ等の死体	必要の都度	排出者(自己搬入)又は許可者

エ 市長が認めた産業廃棄物

区分	収集頻度	収集運搬主体
農業用ビニール (マルチ)	必要の都度	排出者による自己搬入

(2) 家庭ごみの収集運搬計画

ア 収集運搬の方法

家庭ごみの排出者は、「ごみと資源物ガイドブック」に従い、家庭から出るごみを正しく分別し、燃せるごみ・燃せないごみは、「袖ケ浦市指定ごみ袋」に入れ、有害ごみは透明または半透明の袋に入れて、集積場所に収集日の朝8時までに排出します。

集積場所に排出された家庭ごみは、市が委託した収集運搬業者が定期的に収集し、中間処理施設へ搬入します。

ただし、粗大ごみは、戸別収集もしくは袖ケ浦クリーンセンターへ自己搬入することとしています。

平成31年度地区別ごみ・資源物の収集日

, /4/4 01	以31 中皮地区別この・貝伽物の収集日						
地区 分類	区等自治会の名称	収集 地区 番号	燃せるごみ	燃せ ない ごみ	ガラス びん 空き缶 類	ペット ボトル 古布類 古紙	有害ごみ
BHC	奈良輪第1分区 奈良輪第2分区 奈良輪第3分区 奈良輪第4分区 奈良輪第6分区 袖ケ浦駅海側土 地区画整理事業区域内 高須区 富士見台自治会 牧場団地自治会 神納まきば台自治会	1	月·水·金	月	月	木	月
地区	坂戸市場区、袖ケ浦シーハイツ自治会 今井3丁目 なぎさ自治会 4 月・水・金		月·水·金	木	木	月	木
	奈良輪第5分区 福王台自治会	2	月·水·金	火	火	金	火
	神納一区、向谷下自治会	5	月·水·金	金	金	火	金
	神納東区	10	火·木·土	金	金	火	金
長浦地区	今井区 今井中央自治会 今井東自治会 蔵波第1 分区 ラミアール千葉袖ケ浦自治会 長浦駅前7丁目 自治会 長浦県営自治会 長浦若葉自治会 久保田 新屋敷分区 久保田迎村分区 久保田白根分区 久保田渋田分区 久保田浜宿分区 浜宿団地自治会 久保田ベイセルズ自治会 スカイセルズ自治会 久保田パークサイド自治会 寒沢南自治会	8	火·木·土	水	水	±.	水
	蔵波第2分区 蔵波第3分区 蔵波台3丁目自治会 蔵波台若草東自治会 蔵波台若草西自治会 蔵波台 7丁目自治会	9	火·木·土	木	木	月	木
	蔵波第4分区	10	火·木·土	金	金	火	金

	蔵波第5分区 外野区 上久保田自治会 久保田笠 上分区 代宿区 橘東分区 橘西分区 橘西萩原公園前自治会 フォレストヴィレ ッジ自治会 神納2452番地周辺地区		火·木·土	土	土	水	土
			月·水·金	水	水	土	水
	蔵波台1丁目自治会 蔵波台みどり自治会 蔵波台2 丁目自治会 蔵波台4丁目自治会 蔵波県営住宅自 治会	6	火·木·土	月	月	木	月
	蔵波台5丁目自治会	12	火·木·土	月	月	水	月
	長浦駅前1丁目自治会 長浦駅前2丁目自治会 長浦駅前3丁目自治会 長浦駅前4丁目自治会	2	月·水·金	火	火	金	火
	長浦駅前5丁目自治会 長浦駅前6丁目自治会 長浦駅前8丁目自治会 長浦駅前市営住宅	5	月·水·金	金	金	火	金
根形	飯富区 下新田区 三ツ作区 大曽根区 野田区 市営飯富団地自治会	11	火·木·土	土	土	水	土
地区	のぞみ野第1自治会	1	月·水·金	月	月	木	月
	勝区 のぞみ野第2自治会	6	火•木•土	月	月	木	月
	永地区	1	月·水·金	月	月	木	月
	野里区 花房平自治会 大山田自治会	3	月·水·金	水	水	土	水
	上泉第1分区	4	月·水·金	木	木	月	木
平岡地区	下泉区 上泉第2分区 滝ケ沢自治会 もみの木台自治会 永吉区	9	火·木·土	木	木	月	木
	三箇区 鹿島区 三箇引地自治会	8	火·木·土	水	水	土	水
	高谷区 川原井区 林区 明光台自治会	11	火·木·土	土	土	水	土
	岩井区	6	火·木·土	月	月	木	月
	成蔵区 野添区 三谷区	1	月•水•金	月	月	木	月
	百目木区 小路第1区 上宿区 中下区 中川団地自治会 山中区 堂谷区 小路団地	2	月·水·金	火	火	金	火
中川	小路第2区	7	火·木·土	火	火	金	火
地区	大鳥居区 下根岸区 阿部区 打越区 打越団地自 治会 大竹区 滝の口区 滝のロファミリータウン自 治会 吉野田区 岩井作区 玉野区 上宮田区 下宮 田自治会	5	月·水·金	金	金	火	金

※収集地区番号…ごみカレンダーの分類番号

【基本計画の課題と取り組み】…「基本計画」から抜粋

取り組みNo.6:ごみ収集日の見直し【新規】

本市では、可燃ごみを週3回、不燃ごみ・資源物を週1回、有害ごみを月1回収集 していますが、近隣市や類似市と比較しても収集回数は多くなっています。特に可燃 ごみは、収集回数を減らすことで、ごみを減らそうという動機付けとなり、指定袋の 使用量も含めて、ごみ減量化・資源化が期待できますが、利便性の低下やごみステー ションの容量不足等が懸念されることから、排出者である市民の意見を踏まえて検討 するものとします。

【平成31年度取り組み内容】

容器包装プラスチックリサイクルの検討と併せて、国が策定中のプラスチック資源 循環戦略の状況を見極めながら、見直しの検討を進めます。

イ ごみの分別及び出し方

(ア) 燃せるごみ

燃せるごみは、袖ケ浦市指定ごみ袋「燃せるごみ専用(黄色の袋)」に入れて、 集積場所に排出します。

a 燃せるごみの種類

紙くず、繊維類、プラスチック類、ビニール類、ゴム類、皮革類、台所 ごみ、草葉類、光学ディスク、内側がアルミの紙パック

b 袖ケ浦市指定ごみ袋「燃せるごみ専用」の種類及び手数料

容量 20 リットル 1 枚あたり 11 円

容量30リットル 1枚あたり13円

容量 40 リットル 1 枚あたり 16 円 (すべて平成 31 年 3 月現在)

(イ) 燃せないごみ

燃せないごみは、袖ケ浦市指定ごみ袋「燃せないごみ専用(透明の袋)」に入れて、集積場所に排出します。

a 燃せないごみの種類

金属類、せともの・陶器類、刃物類、ガラス・鏡類、指定袋に入る電気 機器

b 袖ケ浦市指定ごみ袋「燃せないごみ専用」の種類及び手数料

容量 20 リットル 1 枚あたり 11 円

容量30リットル 1枚あたり13円

容量 40 リットル 1 枚あたり 16 円 (すべて平成 31 年 3 月現在)

(ウ) 有害ごみ

有害ごみは種類ごとに透明または半透明の袋に入れ、集積場所に排出します。

a 有害ごみの種類

エアゾール缶 (スプレー缶)・カセットボンベ、乾電池類 (アルカリ乾電池・マンガン乾電池・リチウム電池・コイン型リチウム電池)、ライター、蛍光灯・蛍光管・電球・豆電球・グローランプ、水銀を使用しているもの (温度計・体温計・血圧計など)、磁気テープ類 (カセットテープ・ビデオテープなど)

(エ) 粗大ごみ

a 粗大ごみの定義

袖ケ浦市指定ごみ袋(容量 40 リットル)に入らない大きさで、市で処理可能なごみが粗大ごみです。

b 粗大ごみの種類

家具類(椅子・机・書棚・タンス・テレビ台・ソファー・こたつなど)、寝 具・敷物類(ベッド・マットレス・カーペット・布団・電気毛布など)、生活 用品類(衣装ケース・ベビーカー・ストーブ・台車・車いす・スーツケース など)、電気製品類(オーブンレンジ・扇風機・掃除機・ミシンなど)、趣味・ 遊具類(ゴルフバッグ・水槽・自転車・テント・望遠鏡など)、長尺類(枝木・ スキー板・ほうき・ゴルフクラブ・物干し竿・傘など)

c 粗大ごみ戸別収集

粗大ごみの戸別収集を希望する場合は、あらかじめ袖ケ浦クリーンセンターへ電話で申し込み、市の指示に従い粗大ごみ処理券を購入し、粗大ごみに処理券を貼付し、収集日の朝8時までに引き取り場所に排出します。

(a) 粗大ごみ処理手数料

粗大ごみ 1 点につき 500 円または 1,000 円 (平成 31 年 3 月現在)

(b) 粗大ごみ処理券

1 枚あたり 500 円 (処理手数料 1,000 円の場合は 2 枚貼付)

d 粗大ごみの自己搬入

粗大ごみを袖ケ浦クリーンセンターに自己搬入する場合は、あらかじめ袖 ケ浦クリーンセンターへ電話で申し込み、市の指示に従い搬入します。

なお、自己搬入できる日は、月曜日から土曜日(祝日及び年始を除く)の 午前9時から11時30分及び午後1時から4時とします。

(a) 粗大ごみ処理手数料

10kg あたり 100 円 (平成 31 年 3 月現在)

(b) 処理手数料の支払い方法

搬入時に袖ケ浦クリーンセンター窓口にて現金払いとします。

(3) 資源物の収集運搬計画

ア 収集運搬の方法

排出者は、「ごみと資源物ガイドブック」に従い、家庭から出る資源物は分別して再生利用を図るものとし、資源物を集積場所に収集日の朝8時までに排出することとしています。集積場所に排出された資源物は、市が委託した業者が定期的に収集し、中間処理施設へ搬入します。

ただし、資源回収自治会事業を実施している地区については、資源回収自治会 事業で定めた集積場所に排出するものとします。

イ 資源物の分別及び出し方

(ア) ガラスびん

内容物が残らないよう水でゆすいでから、透明または半透明の袋に入れて集 積場所に排出します。

(イ) 空き缶類

内容物が残らないよう水でゆすいで、透明または半透明の袋に入れて集積場 所へ排出します。

(ウ) ペットボトル

キャップとラベルを外し、内容物が残らないよう水でゆすいで、横方向につぶしてから、透明または半透明の袋に入れて集積場所へ排出します。

(エ) 古布類

洗濯して乾かし、たたんでビニール紐などで縛るか、透明または半透明の袋に入れて集積場所へ排出します。ただし、収集日が雨や雪の予報のときは排出しないものとし、汚れ・ごみ・異物がついている等リサイクルできない古布類は、別途適正に処分するものとします。

(才) 古紙

新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック、雑がみ(ミックスペーパー)に分別し、 それぞれまとめてビニール紐などで縛って集積場所へ排出します。ただし、収 集日が雨や雪の予報のときは排出しないものとするとともに、記載された個人 情報等は配慮できないため、排出時は十分注意するものとします。

(カ) 使用済小型家電

対象とする使用済小型家電

No.	品 目 名
1	携帯電話端末・PHS端末、パソコン(モニター含む) ※タブレット型情報通信端末を含む 【クリーンセンター持ち込み又はイベント回収に限ります。】
2	電話機、ファクシミリ
3	ラジオ
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ
	映像用機器
5	: 携帯用液晶テレビ、DVDプレーヤ/レコーダ、ハードディスクレコーダ、ブルーレイディス
	クプレーヤ/レコーダ、ビデオテープレコーダ、チューナ、セットトップボックス
	音響機器(携帯型)
6	: デジタルオーディオプレーヤ (CD/MD/DAT/ハードディスク/フラッシュメモリ)、
	テープレコーダ(テープデッキ除く)、ヘッドホン・イヤホン、ICレコーダ、補聴器
	補助記憶装置
7	: ハードディスク、USBメモリ、メモリメディア、パソコン周辺機器
	【クリーンセンター持ち込み又はイベント回収に限ります。】
8	電子書籍端末
9	電子辞書、電卓
	理容用機器
10	: ヘアドライヤー、ヘアーアイロン、電気バリカン、電気かみそり、電気かみそり洗浄器、
	電動歯ブラシ
	ゲーム機
11	: 据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機、ミニ電子ゲーム、ハイテクトレンドトイ(ロボットなど
	電子系玩具)
	カー用品
12	: カーナビ、車載用液晶テレビ、カーチューナ、カーオーディオ(ラジオ・カセット・DVD・
	CD・MDデッキ、アンプ)カースピーカ、ETC車載ユニット、VICSユニット
13	これらの付属品:リモコン、ACアダプタ、ケーブル、充電器等

排出方法

- a ごみ指定袋 (燃せないごみ専用) に入れて、ごみステーションに排出する。 ※携帯電話端末・PHS端末、パソコン、補助記憶装置を除く。
- b クリーンセンターに自己搬入する。
- c 市役所・平川公民館・長浦公民館・根形公民館・平岡公民館に設置されて いる専用の回収ボックスに持ち込む。
- d 市のイベント等で設置する専用の回収ボックスに持ち込む。

(4) 排出禁止物

ア 排出禁止物の概要

家庭から排出される一般廃棄物であっても、次に掲げるものは、集積場所及び クリーンセンターに排出できないものとして条例に規定しています。

- 1. 有害性物質を含むもの
- 2. 著しく悪臭を発するもの
- 3. 危険性のあるもの
- 4. 容積又は重量の著しく大きいもの
- 5. 前各号に定めるもののほか、市が行う処理に著しい支障を及ぼすもの

イ 排出禁止物の例

- (ア) 指定のリサイクル方法により処分するごみ
 - 家電リサイクル対象品(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、 エアコン)
 - 自動車(部品を含む)
 - オートバイ関係(部品を含む)
 - 消火器
 - 小型充電式電池
 - ボタン電池
- (イ) 有害・有毒性のごみ、危険性のあるごみ
 - 薬品など
 - 在宅医療用器具
 - 引火の危険性があるもの
- (ウ) 市の施設で処理できないごみ
 - 液体状のもの
 - 粉状のもの
 - 木の根、大型の木の幹
 - 石・砂・コンクリートなど
 - 大型・堅牢な金属類・機械類
 - その他
- (エ) 引越や大掃除、庭木の剪定などの際、一時的に出る多量のごみ (ただし、袖ケ浦クリーンセンターへの持ち込みは可)

(5) 事業系ごみの収集運搬計画

アー収集運搬の概要

事業活動に伴い発生する一般廃棄物は自己処理を原則としますが、市がやむを得ない事情があると認め、かつ処分が可能な範囲内において、自己搬入又は一般廃棄物収集運搬業許可業者による収集運搬により、袖ケ浦クリーンセンターへ搬入するものとします。

イ 収集運搬の方法

事業系一般廃棄物の収集運搬は、一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理を委託するか、排出事業者が袖ケ浦クリーンセンターに自己搬入するものとします。

この場合、排出事業者は、古紙・空き缶など資源物は、分別して資源化を図らなければならない。また、再資源化・再生利用等に取り組んでいる品目は適切に リサイクルし、循環型社会の形成に協力するものとします。

(ア) 一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理委託

事業者は、排出する事業系一般廃棄物の種類と量を確認し、一般廃棄物収集 運搬処理業者と収集頻度・方法・料金を相談のうえ委託契約を締結し、許可業 者により発生した事業系一般廃棄物の収集運搬を行います。

なお、1日平均10キログラム以上排出する者は、あらかじめ市に「事業系一般廃棄物収集運搬処理委託届出書」を提出するものとします。

(イ) 袖ケ浦クリーンセンターに自己搬入

事業者は、排出する事業系一般廃棄物の種類と量を確認し、袖ケ浦クリーン センターと搬入の協議を行い、搬入開始1週間前までに「廃棄物搬入届出書」 を市に提出のうえ、発生した事業系一般廃棄物を自己搬入します。

なお、自己搬入できる日は、月曜日から金曜日(祝日及び年末年始を除く) の午前9時から11時30分及び午後1時から4時とします。

ウ 事業系廃棄物処理手数料

10 キログラムあたり 150 円 (平成 31 年 3 月現在)

【基本計画の課題と取り組み】…「基本計画」から抜粋

・取り組みNo.5:事業系ごみ処理手数料の見直し

事業系一般廃棄物については、平成23年度にごみ処理手数料を10kg当たり80円から150円に改定し、ごみ処理費用に対する事業者の負担割合を35%程度(※)としていますが、事業系一般廃棄物の排出削減が進展していないことから、事業者の自己処理責任の原則や排出削減等の観点から手数料の見直しを検討します。

※10 kg当たりごみ処理手数料 150 円÷10 kg当たりごみ処理経費 430 円×100% = 35%

【平成31年度取り組み内容】

これまで、近隣市の手数料の見直し状況について調査を行いました。

これらを踏まえ、減量化の効果について調査し、事業系ごみ処理手数料の見直 しの方向性について検討を進めていきます。

(6)動物の死体の収集運搬計画

ア 収集運搬の概要

犬・ねこ等の死体の処理は、飼い主が自らの責任で行うことを原則とし、自ら 処理できないときは、袖ケ浦クリーンセンターに搬入します。

また、路上等に放置された動物の死体は、市の委託業者が袖ケ浦クリーンセンターまで収集運搬します。

イ 処理手数料

犬・ねこ等の死体1個あたり1,000円(平成31年3月現在)

(7) 市が認めた産業廃棄物の収集運搬計画

ア 収集運搬の概要

市が処分することができる産業廃棄物は、農業用ビニール (マルチ) とします。 ただし、排出事業者は、決められた出し方により、袖ケ浦クリーンセンターへ 自己搬入する必要があります。

イ 処理手数料

10 キログラムあたり 160円 (平成 31年 3月現在)

(8) 一般廃棄物収集運搬業許可(ごみ)

ア 許可方針

ごみ排出量の見込みを勘案すると、既存の許可業者等により適正な収集運搬が 確保されることから、現在は新規の収集運搬業は許可していません。

ただし、一般廃棄物の広域的な処理、リサイクルの促進、ごみの減量化の観点から必要と認める場合は、この限りでないものとします。

イ 一般廃棄物収集運搬業許可業者 (ごみ): 平成31年1月現在

許可番号	取扱廃棄物の種類	許可業者等名	所在地	備考
30 号の 1	ごみ	袖ケ浦企業株式会社	袖ケ浦市奈良輪 789	
30 号の 2	ごみ、特定家庭用機器	芝崎商事株式会社	袖ケ浦市横田 1866	
30 号の 3	ごみ	傷友環境有限会社	袖ケ浦市岩井 634	
30 号の 4	ごみ	株式会社海星興業	袖ケ浦市久保田1丁目5-2	
30 号の 5	ごみ	富士臨海株式会社	袖ケ浦市北袖1	特定事業所限定
30号の6	ごみ	一宮運輸株式会社関東支社	市原市姉崎海岸 126	特定事業所限定
30号の7	ごみ、特定家庭用機器	有限会社大昌	袖ケ浦市蔵波台1丁目4-18	
30 号の8	ごみ、特定家庭用機器	袖ヶ浦興産株式会社	袖ケ浦市蔵波 26-2	し尿等同時許可
30 号の 9	ごみ	三鬼産業株式会社	市原市姉崎 775-1	事業所限定
30 号の 10	ごみ	みどり産業株式会社	市原市五井 9093-3	事業所限定
30 号の 11	ごみ、特定家庭用機器	有限会社広域処理	袖ケ浦市大曽根 1611	特定事業所限定
30 号の 17	ごみ	株式会社北総フォレスト	印西市岩戸 3298-1	特定事業所限定
30 号の 18	ごみ	有限会社木更津清掃社	木更津市中野 143	特定事業所限定
29 号の 1	ごみ	匠. 開発株式会社	袖ケ浦市飯富 1081	
29 号の 2	ごみ	株式会社丸幸	鎌ヶ谷市鎌ヶ谷8丁目 1-33	事業所限定

4 中間処理計画

(1)中間処理の概要

袖ケ浦クリーンセンターに搬入される燃せないごみ及び粗大ごみについては、 粗大ごみ処理施設で破砕選別処理し、金属類等の資源化を図るとともに、有害ご み及び資源物については選別・保管により適正処理及び資源化を図ります。

また、平成18年4月より、資源物及び使用済乾電池等民間へ処理を委託する一部の廃棄物を除き、ごみの全量を君津地域広域廃棄物処理施設(かずさクリーンシステム。以下「KCS」という。)に中間処理委託しており、KCSにおいて適正処理及び再資源化処理(溶融スラグ・メタルの資源化)を行います。

【基本計画の課題と取り組み】…「基本計画」から抜粋

取り組みNo.3 1:次期広域廃棄物処理施設の検討【新規】

君津地域広域廃棄物処理事業において、現行のKCSの協定期間後の対応について検討を図ります。検討に際しては、従来の可燃ごみ処理のみならず不燃ごみ・粗大ごみ・資源物の広域処理について実現性を検討します。

【平成31年度取り組み内容】

次期広域廃棄物処理事業については、平成30年8月に君津地域4市で基本構想を策定し、その後、10月に安房地域2市1町(鴨川市、南房総市及び鋸南町)から参加の申し入れがあり、メリット、デメリット等について検討した結果、有益であると判断したため、今後は、君津地域4市及び安房地域2市1町の6市1町で事業を実施していきます。

また、事業方式についてはPFI法のBOO方式で実施します。

3 1 年度については、広域連携における組織として、協議会を設置します。

また、整備運営事業者選定員会を設置し、整備運営事業者を選定し、決定するとともに、建設地も決定します。

・取り組みNo.33:既存施設の整備方針の検討

現行のごみ処理施設(中継施設)の再整備は、君津地域広域廃棄物処理事業と整合性を図りながら検討するものとします。なお、旧ごみ処理施設焼却炉設備の解体は多額の費用がかかるため、交付金制度を活用した解体を検討します。

【平成31年度取り組み内容】

剪断式破砕機は、設置後31年が経過しており、老朽化により修繕に多額な費用がかかることから、二軸破砕機に更新をします。

取り組みNo.36:災害廃棄物処理計画の策定

施設の耐震化や、浸水対策、災害廃棄物の仮置場の確保、広域的処理体制の整備等災害発生時のごみ処理全般に関わる事項として、袖ケ浦市地域防災計画と連携した「災害廃棄物処理計画」を策定します。

【平成31年度取り組み内容】

災害廃棄物処理計画を策定します。

(2)中間処理の方法

ア 袖ケ浦クリーンセンターにおける中間処理

※ 処理主体は、すべて市(委託)

廃棄	物の種類	処理区分	処理方法等
燃せるごみ		一時保管•	中継施設にて集約、破砕残渣等と攪拌し、KCS
然にのこみ		積み替え	運搬車両へ積み替えてKCSへ排出します。
	破砕前金属	資源化	手選別し、貯留スペースで保管後、資源回収事業
	拟件的亚周	具体化	者へ引き渡します。
	 破砕不適物	 資源化	破砕処理前に手選別し、貯留スペースで保管後、
燃せない	700年710010	具体化	資源回収事業者へ引き渡します。
ごみ			破砕処理後、磁選された磁性物は磁性物貯留ピ
			ットで保管後、資源回収事業者へ引き渡します。
	その他	破砕処理	破砕残渣は、中継施設にて集約、燃せるごみと攪
			拌し、KCS運搬車両へ積み替えてKCSへ排
			出します。
	乾電池・		手選別し、ドラム缶にて保管後、専門業者に処理
	水銀使用物	個別処理	処分を委託します。
	蛍光灯	個別処理	手選別し、蛍光灯破砕機で減容後、ドラム缶にて
			保管。専門業者に処理を委託します。
	エアゾール缶	 個別処理	手選別し、内容物確認後、KCS運搬車両へ積み
有害ごみ	・ライター	四万八大四王	替えてKCSへ排出します。
			内容物を確認後、破砕処理のうえ、磁選された磁
			性物は磁性物貯留ピットで保管後、資源回収事
	その他	破砕処理	業者へ引き渡し、破砕残渣は、中継施設に集約
			し、燃せるごみと攪拌し、KCS運搬車両へ積み
			替えてKCSへ排出します。

	畳・布団・	一時保管•	クリーンセンター内に一時保管後、KCS運搬	
	マットレス	積み替え	車両へ積み替えてKCSへ排出します。	
	枝木類	資源化	貯留スペースで保管後、資源化処理業者へ引き	
	仅小块	貝伽仁	渡します。	
	破砕前金属	 資源化	手選別し、貯留スペースで保管後、資源回収事業	
	似件的亚两	貝伽儿	者へ引き渡します。	
粗大ごみ	 破砕不適物	個別処理	破砕処理前に手選別し、貯留スペースで保管後、	
	N/ FI JUST 1	四分八乙生	資源回収事業者へ引き渡します。	
			破砕処理後、磁選された磁性物は磁性物貯留ピ	
			ットで保管後、資源回収事業者へ引き渡します。	
	その他	破砕処理	破砕残渣は、中継施設に集約し、燃せるごみと攪	
			拌し、KCS運搬車両へ積み替えてKCSへ排	
			出します。	
			無色・茶色・その他に手選別し、個別の貯留ピッ	
ガラスびん	,	資源化	トで保管後、ガラスカレットとして公益財団	
377070	,		人日本容器包装リサイクル協会又は資源回収事	
			業者へ引き渡します。	
			磁選器及び手選別によりスチール缶とアルミ缶	
空き缶類		資源化	に選別し、個別の貯留ピットに保管後、資源回収	
			事業者へ引き渡します。	
			ペットボトル圧縮機により圧縮・梱包し、公益財	
ペットボト	ル	資源化	団法人日本容器包装リサイクル協会へ引き渡し	
			ます。	
古布類		 資源化	内容確認後、貯留スペースで保管し、資源回収事	
		貝/小口	業者へ引き渡します。	
古紙			新聞、雑誌、段ボールに手選別し、個別の貯留ス	
		資源化	ペースで保管後、資源回収事業者へ引き渡しま	
			す。	
使用済小型家電		資源化	手選別し、貯留スペースで保管後、認定事業者へ	
		貝伽化	引き渡します。	
動物の死体		一時保管•	内容確認後、冷凍庫に一時保管し、定期的に委託	
		積み替え	業者がKCSに運搬します。	

イ かずさクリーンシステムにおける中間処理

廃棄物の種類	処理区分	処理方法等
袖ケ浦クリーンセンター	溶融処理	高温溶融処理により、スラグ・メタルに再生
より排出された廃棄物	(委託)	し、資源回収業者に引き渡します。
		また、処理過程で発生する溶融飛灰は最終処分
		場へ排出します。

ウ その他廃棄物の中間処理方法

火災廃材、不法投棄回収物、災害廃棄物等については、発生の状況に応じ て適正に処理します。

(3) 中間処理施設の概要

ア 袖ケ浦クリーンセンター

(ア) ごみ焼却施設

※ 平成18年3月末にて焼却処理を休止、現在は中継施設として利用

施設名	クリーンセンターごみ処理施設
所在地	袖ケ浦市長浦 580-5
処理方式	流動床・全連続燃焼式
焼却能力	120 トン/日
稼働年月日	平成元年4月1日
管理主体	市 (委託)

(イ) 粗大ごみ処理施設

施設名	袖ケ浦クリーンセンター 粗大ごみ処理施設
所在地	袖ケ浦市長浦 580-249
処理方式・内容	剪断式破砕機・回転式破砕機による破砕、
	磁選機による分別、手選別ラインによる分別
処理能力	16 トン/日
	(資源物:7.5トン/日、粗大ごみ等:8.5トン/日)
稼働年月日	平成元年4月1日
管理主体	市 (委託)

イ かずさクリーンシステム

施設名	君津地域広域廃棄物処理施設
所在地	木更津市新港 17-2
処理方式	シャフト炉式ガス化溶融・全連続燃焼式
処理規模	450 トン/日
	・第1工場 100トン/日×2炉
	・第2工場 125トン/日×2炉
稼働年月日	第1工場 平成14年4月1日
	第2工場 平成18年4月1日
管理主体	株式会社かずさクリーンシステム
平成 30 年度委託内容	ご み 処 理:17,900トン/年(予定)
	生活排水処理: 200トン/年(予定)

(4) 一般廃棄物処分業許可

ア 許可方針

現行の処理体制を基本とするため、現在は新規の一般廃棄物処分業は許可していません。

ただし、ごみの減量化・資源化を目的とし、袖ケ浦クリーンセンターでの処理 が困難な廃棄物を処理する場合は、この限りでないものとします。

イ 一般廃棄物処分業許可業者等

許可番号	取扱廃棄物の 種類	許可業者等名	所在地	処分方法	備考
30号の24	ごみ・	千葉ゼネラルサービス	 袖ケ浦市北袖 9−1	焼却処理	特定事業所
30 507 24	貝がら	株式会社	本本の (田川) 41年 9-1	光和处理	限定
30号の25	食品残渣•	袖ケ浦市資源循環型	袖ケ浦市蔵波 3065-4	堆肥施設	特定事業所
30 507 25	し尿汚泥	畜産共同利用組合			限定
30 号の 26	ごみ・	エコシステム千葉	 袖ケ浦市長浦 1-51	焼却処理	特定事業所
	動植物性残渣	株式会社	11 11 11 11 11 11 11 1	がおり火い生	限定

5 最終処分計画

(1) 最終処分の概要

かずさクリーンシステムでの中間処理により発生する溶融飛灰(本市分)については、民間最終処分場にて埋立処分します。

市が保有する最終処分場は、周辺環境に配慮して適正に維持管理します。

(2) 市が委託する最終処分

ア溶融飛灰

(ア) グリーンフィル小坂

事業所名	グリーンフィル小坂株式会社		
処理施設の所在地	秋田県鹿角郡小坂町小坂鉱山字杉沢 96-29		
処分場の種類	管理型最終処分場		
	埋立面積: 91,400平方メートル		
処理能力	埋立容量:2,700,000 立方メートル		
	残余容量:1,538,749 立方メートル(平成 30 年 3 月 31 日現在)		
	種 類:ばいじん		
平成 31 年度委託内容	数 量:376トン/年(予定)		
	処分方法:埋立処分		

(イ) エコス米沢

事業所名	株式会社エコス米沢
処理施設の所在地	山形県米沢市大字簗沢 7028-1
処分場の種類	管理型最終処分場
	埋立面積: 31,600 平方メートル
処理能力	埋立容量:245,000 立方メートル
	残余容量:96,482 立方メートル (平成30年5月9日測定)
	種 類:ばいじん
平成 31 年度委託内容	数 量:269トン/年(予定)
	処分方法:埋立処分

(3) 最終処分場の概要

ア 久保田最終処分場

施設名	久保田最終処分場
所在地	袖ケ浦市久保田 1489
埋立方法	サンドイッチ埋立工法
敷地面積	13,908 平方メートル
埋立地面積	7,809 平方メートル
埋立容量	38,400 立方メートル
埋立残余容量	
埋立開始年月	昭和 46 年 7 月
埋立終了年月	平成 10 年 1 月
连立於「千万	平成15年3月埋立処分終了報告(届出対象外)
埋立対象廃棄物	可燃ごみ、不燃ごみ、破砕ごみ、焼却残渣(燃え殻)
浸出液の処理方法	浸出液処理設備による処理
処理水の放流先	久保田川~東京湾
管理主体	市(委託)

イ クリーンセンター最終処分場

施設名	袖ケ浦クリーンセンター 一般廃棄物最終処分場
所在地	袖ケ浦市長浦 580-250
埋立方法	サンドイッチ方式による準好気性埋立
敷地面積	12,288 平方メートル
埋立地面積	6,010 平方メートル
埋立容量	22,500 立方メートル
埋立残余容量	3,678 立方メートル(平成 30 年 8 月測定)
埋立開始年月	平成元年 4 月
埋立終了年月	未定
埋立対象廃棄物	不燃ごみ、資源ごみ、焼却残渣 (燃え殻)
	※現在は、し尿沈砂のみ埋立
浸出液の処理方法	浸出液処理施設にて、生物処理+物理化学処理(高度処理)
処理水の放流先	東京湾
管理主体	市 (委託)

第3 生活排水処理実施計画

1 抑制・処理促進計画

(1)環境教育、啓発活動

- ・ 生活排水が水環境に与える影響について、学校や地域社会において広報活動 を行うなど、環境教育に積極的に取り組みます。
- ・ 廃食用油が直接排水されないよう、資源回収自治会事業において廃食用油の 回収を実施し、資源として有効活用を図ります。
- ・ 洗剤の適正利用について、パンフレットを配布し、啓発を行います。

(2) 合併処理浄化槽への転換促進

- ・ 合併処理浄化槽補助金制度について、広報やホームページにおいて周知を図ります。
- ・ 浄化槽法に基づく保守点検、清掃及び水質検査の必要性を啓発します。

2 収集運搬計画

(1) 収集運搬する一般廃棄物の区分等

区分	収集頻度	収集運搬主体	計画収集量
し尿(仮設トイレ等含む)	申し込みの都度	許可業者	1,380 kl/年
浄化槽汚泥	申し込みの都度	許可業者	9,960 kl/年
合 計			11,340 kl/年

^{※1} 日あたり搬入できる浄化槽汚泥の量は30 kl 以内(最大50kl)とします。

(2) 収集運搬の方法

- ・ 公共下水道供用開始区域内の一般家庭及び事業所等は、し尿及び生活雑排水 を公共下水道に接続し排水するものとします。
- ・ 農業集落排水供用開始区域内の一般家庭及び事業所等は、し尿及び生活雑排 水を農業集落排水に接続し排水するものとします。
- ・ 一般家庭及び事業所等の汲み取り便所から排出されるし尿は、市が許可した 一般廃棄物収集運搬業者に収集を依頼し、袖ケ浦クリーンセンターに搬入しま す。

- ・ 仮設トイレ等の設置者は、仮設トイレ等のし尿を、市が許可した一般廃棄物 収集運搬業者に収集を依頼し、袖ケ浦クリーンセンターに搬入します。
- ・ 浄化槽管理者は、定期的に浄化槽の保守点検及び清掃を実施しなければなりません。保守点検は、千葉県知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者に委託して実施し、清掃については、市長が許可した浄化槽清掃業者に依頼するものとします。
- ・ 浄化槽管理者は、浄化槽汚泥を市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者に収 集を依頼し、袖ケ浦クリーンセンターに搬入します。

(3) 一般廃棄物収集運搬業許可(し尿・浄化槽汚泥)

ア 許可方針

し尿及び浄化槽汚泥排出量の見込みを勘案した場合、既存の許可業者等により 適正な収集運搬が確保されるため、現在は新規の収集運搬業は許可していません。

イ 一般廃棄物収集運搬許可業者(し尿及び浄化槽汚泥)

許可番号	取扱廃棄物の種類	許可業者等名	所在地	備考
30 号の 8	し尿、浄化槽汚泥	袖ヶ浦興産株式会社	袖ケ浦市蔵波 26-2	ごみと同時許可
30 号の 12	し尿、浄化槽汚泥	株式会社君津清掃設備工業	袖ケ浦市横田 3954	
30 号の 13	し尿、浄化槽汚泥	株式会社市原防疫	市原市姉崎 854	
30 号の 14	し尿、浄化槽汚泥	株式会社KOUZUKI	木更津市万石 580-1	
30 号の 15	し尿、浄化槽汚泥	株式会社ホワイト	木更津市新田3丁目5-15	

3 中間処理計画

(1)中間処理の方法

し尿及び浄化槽汚泥は、市のし尿等積み替え施設にてきょう雑物除去等前処理 し、希釈処理を行い、袖ケ浦市下水道終末処理場へ投入しています。

きょう雑物及び脱水汚泥は、定期的に委託業者によりKCSへ排出し、ごみ処理と併せて再資源化処理(溶融スラグ化)を行います。

なお、発生した沈砂等については、袖ケ浦クリーンセンター一般廃棄物最終処 分場に搬入します。

(2) 施設の概要

ア し尿等積み替え施設

施設名	袖ケ浦クリーンセンター し尿等積み替え施設
所在地	袖ケ浦市中袖 4-6
処理方式・内容	受入貯留施設にて前処理を行い、袖ケ浦市下水道終末処
	理場へ投入
処理能力	50 kl/日
	(し尿:20 kl/日、浄化槽汚泥:30 kl/日)
稼働年月日	平成 14 年 4 月 1 日
	(し尿処理施設として平成4年3月竣工)
管理主体	市 (委託)

イ かずさクリーンシステム 〔ごみ処理実施計画に記載のとおり〕

4 最終処分計画

(1) 最終処分の概要

きょう雑物及び脱水汚泥の中間処理(かずさクリーンシステム)により発生する溶融飛灰(本市分)について、民間最終処分場にて埋立処分を行います。

し尿等積み替え施設から発生する沈砂等については、袖ケ浦クリーンセンター 一般廃棄物最終処分場にて埋立処分します。

(2) 市が委託する最終処分

溶融飛灰 [P29 に記載のとおり]

(3) 市が行う最終処分

処分先施設名	袖ケ浦クリーンセンター 一般廃棄物最終処分場
所在地	袖ケ浦市長浦 580-250
	種 類:汚泥(し尿沈砂)
平成 30 年度処分内容	数 量:2トン/年(予定)
	処分方法:埋立処分

(4) 最終処分場の概要

クリーンセンター最終処分場 [P30 に記載のとおり]

平成31年度 袖ケ浦市一般廃棄物処理実施計画 〔ごみ処理実施計画〕 〔生活排水処理実施計画〕

> 平成31年3月 袖 ケ 浦 市